



第3回社叢インストラクター資格認定試験問題

2010年2月26日 賀茂御祖神社にて実施



筆記試験Ⅰ【10:00～11:00】：下記のうち1題を選択し、1,500字程度で記述（課題は事前に提示）配点=100

- 問題1 4つの植生調査表(別添)から読み取ることのできることを下記の4点を踏まえて書きなさい。
 ・4調査地の出現種数の違い ・調査地1と調査地4の2箇所の植生の違い ・この地域の極盛相森林に到達し、大異変が起こらない限り、林相を良い方に向けて維持できると判断できる立地とその理由 ・4調査地に、生育しているは具合が悪くなると考える樹種・草種の種名とその理由
- 問題2 2007年に第3次生物多様性国家戦略が策定されたが、その中で生物多様性の危機として3点指摘されている。その3つの危機をあげ、社叢との関連について述べなさい。

筆記試験Ⅱ【11:10～12:10】 配点=100

- 問題1 配点10点 次の文章を読み、()の中の最も適切と思われる語句を一つ選び、記号に○をつけなさい。
- (1) 日本の自然景観が大きく変化する最初の契機は、稲作の普及による水田景観の出現であるが、異説はあるものの現在のところそれはおよそ(A:7,8万年前 B:5万年前 C:3万年前 D:1万年前)のことと考えられている。このころ、水が得やすく、水田設営の可能な河川近くなどの低地にいっせいに水田が営まれるようになった。
- (2) 現在の社叢では竹の繁茂するのを時折見かけるが、これらの竹は多くが孟宗竹であり、(A:中国大陸 B:西アジア C:南アジア D:南洋方面)から日本列島にもたらされた外来のものである。
- (3) 今でも「神道」というと日本列島固有のものと考えられがちだが、実際には東アジア地域にまで広がりを持つ信仰の形態である。早く(A:久米邦武 B:福沢諭吉 C:津田左右吉 D:折口信夫)が「神道」は「祭天の古俗」と述べ、アジアにつながる神道の源流について指摘したことは重要である。
- (4) 平安時代のなかごろに『延喜式』が編纂され、そこには(A:1000社 B:2000社 C:3000社 D:4000社)あまりの神社が記載されている。ただその中には宮中に祀られていた神社も数多く見えていて、神社といえはそのすべてに社叢があったわけではないことにも留意が必要であろう。「伊勢屋稲荷に犬の糞」とまでいわれた江戸名物の稲荷神社にも、その多くには社叢はなかった。

問題2 配点40点 次の用語について例をあげて100字以内で説明しなさい。
 (A) 優占種の戦術 (B) 着生植物の生き残り戦術 (C) 蔓植物の攀じ登り戦術 (D) 地表生草本の生き残り戦術

問題3 配点15点 豊かな植生をもつ社叢は多様な動物相をもっている。ムササビや野鳥が繁殖し、多様な昆虫の生息する社叢をつくる必要がある。

- (1) 下記の社叢に見られる樹木を食草(食樹)とするチョウ類の番号を()に書きなさい。
 A エノキ() B クスノキ・タブ・シロダモ() C オガタマノキ・タイサンボク()
 D カラタチ・サンショウ・ミカン() E イチイガシ() F カタバミ()
 (1) ミカドアゲハ (2) アゲハチョウ (3) アオスジアゲハ (4) ヤマトシジミ (5) オオムラサキ・ヒオドリクチョウ・ゴマダラチョウ (6) ルーミスジミ
- (2) 社叢にみられる鳥類も、A一年中生息する留鳥、B夏に飛来する夏鳥、C冬に飛来する冬鳥に分けられる。それぞれ3種を選択し、番号を記しなさい。
 A 留鳥() () () B 夏鳥() () () C 冬鳥() () ()
 (1) ハシボソガラス (2) サンコウチョウ (3) ツグミ (4) ジョウビタキ (5) スズメ (6) ヨタカ
 (7) ヤマガラ (8) アオバズク (9) キレンジャク

問題4 配点10点 次の種のうち、先駆種に○をつけなさい。
 () カナメモチ () コナラ () アカメガシワ () シヤシャンボ () アラカシ () ヌルデ
 () モチノキ () カラスザンショウ () ナナメノキ () タラノキ

問題5 配点10点 次の種のうち、風散布型の種子を持つものに○をつけなさい。
 () スダジイ () テイカカズラ () イロハモミジ () ヤブニッケイ () ヤブツバキ () アカマツ
 () クロガネモチ () アベマキ () アキニレ () エノキ

問題6 配点5点 次の文章で正しいものに○をつけなさい。
 (1) スダジイは風媒花である() (2) クチナシの葉は対生である() (3) タブノキは重力散布型である()
 (4) ネズミモチとモチノキは同じ科である() (5) シヤシャンボは高木にはならない()

問題7 配点10点 都市およびその周辺で貴重な社叢を守るために、どのような保全の制度が活用されているか、下記の例示したものから根拠法(または条例)と制度名称を、5つ記しなさい。

- () 法による() 制度
 () 法による() 制度
 () 法による() 制度
 () 法による() 制度
 () 法による() 制度

(法律の例示)

- ①文化財保護法 ②自然環境保全法 ③自然公園法 ④鳥獣保護法(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)
 ⑤森林法 ⑥景観法 ⑦古都保存法(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法) ⑧都市計画法 ⑨都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 ⑩都市緑地法 ⑪その他地域独自の条例をあげる場合は、具体的な条例名称を記すこと

(制度の例示)

- a) 風致地区 b) 特別緑地保全地区 c) 保存樹保存樹林 d) 市街化調整区域 e) 自然環境保全地域 f) 第1～3種特別地域 g) 鳥獣保護区 h) 保安林 I) 景観地区 j) 歴史的風土特別保存地区および歴史的風土保存区域 k) 史跡・名勝・天然記念物 l) その他地域独自の制度をあげる場合は具体的な制度名称を記すこと